

岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 15 号

岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校（以下「盲学校、聾学校及び養護学校」という。）の管理運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(部科課程別の修業年限及び収容定員)</p> <p>第 2 条 盲学校、聾学校及び養護学校の部科課程別の修業年限及び収容定員は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第 3 条 盲学校、聾学校及び養護学校に、校長、副校長（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条第 1 項に規定する教頭（次項に規定する者を除く。）をいう。）、教諭、養護教諭、事務職員及び寄宿舎指導員を置く。</p> <p>2 盲学校、聾学校及び養護学校に、前項の職員のほか、教頭（指導力の向上に関し学校教育法第 51 条において準用する同法第 28 条第 4 項及び第 5 項の職務を行う者をいう。）、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、主任介助員、介助員その他必要な職員を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の職員の盲学校、聾学校及び養護学校ごとの定数は、別に定める。</p> <p>(寮務主任)</p> <p>第 4 条 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校に寮務主任を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(部主事)</p> <p>第 5 条 盲学校、聾学校及び養護学校に小学部主事、中学部主事及び高等部主事を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 7 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年</p> | <p>岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、岩手県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の管理運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(部科課程別の修業年限及び収容定員)</p> <p>第 2 条 特別支援学校の部科課程別の修業年限及び収容定員は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第 3 条 特別支援学校に、校長、副校長（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条第 1 項に規定する教頭（次項に規定する者を除く。）をいう。）、教諭、養護教諭、事務職員及び寄宿舎指導員を置く。</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（指導力の向上に関し学校教育法第 51 条において準用する同法第 28 条第 4 項及び第 5 項の職務を行う者をいう。）、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、技術職員、実習助手、主任介助員、介助員その他必要な職員を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の職員の特別支援学校ごとの定数は、別に定める。</p> <p>(寮務主任)</p> <p>第 4 条 寄宿舎を設ける特別支援学校に寮務主任を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(部主事)</p> <p>第 5 条 特別支援学校に小学部主事、中学部主事及び高等部主事を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 7 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年</p> |

岩手県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理運営規則」という。)第2条、第5条の2から第11条まで、第13条から第17条まで、第17条の3から第20条まで、第20条の3の3、第20条の5の2(舎監に関する部分に限る。)、第20条の6から第25条まで、第46条、第49条、第53条及び第53条の2の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に準用する。

2 高等学校管理運営規則第20条の2及び第20条の3の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の中学部及び高等部に準用する。

3 高等学校管理運営規則第20条の4、第35条から第45条まで、第50条から第52条の2までの規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に準用する。

別表(第2条関係)

| 学校名 | 区分 | 部 | 課程等 | 学科 | 修業年限 |
|---------|----|-----|-----|-----|------|
| 岩手県立盲学校 | | [略] | | | |
| | | 高等部 | [略] | | |
| | | | 全日制 | [略] | |
| | | | 専攻科 | [略] | |
| [略] | | | | | |

岩手県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理運営規則」という。)第2条、第5条の2から第11条まで、第13条から第17条まで、第17条の3から第20条まで、第20条の3の3、第20条の5の2(舎監に関する部分に限る。)、第20条の6から第25条まで、第46条、第49条、第53条及び第53条の2の規定は、特別支援学校に準用する。

2 高等学校管理運営規則第20条の2及び第20条の3の規定は、特別支援学校の中学部及び高等部に準用する。

3 高等学校管理運営規則第20条の4、第35条から第45条まで、第50条から第52条の2までの規定は、特別支援学校の高等部に準用する。

別表(第2条関係)

| 学校名 | 区分 | 部 | 課程等 | 学科 | 修業年限 | |
|---------|----|-----|-----|-------|------|--|
| 岩手県立盲学校 | | [略] | | | | |
| | | 高等部 | [略] | | | |
| | | | 全日制 | [略] | | |
| | | | 専攻科 | 保健理療科 | 3年 | |
| | | | 専攻科 | [略] | | |
| [略] | | | | | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。